

令和2年4月10日

一般社団法人広島県資源循環協会 様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の中止・延期に伴う
更新許可事務の留意事項について

このことについて、別紙のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から事務連絡がありました。

これを踏まえ、本県での（特別管理）産業廃棄物処理業の許可事務について、当面の間、次のとおり対応することとしていますので、御留意ください。

（詳細な取扱については、定まり次第改めて連絡いたします。）

【更新許可申請】

- ・講習会の中止により修了証の写しが添付できない場合は、申立書（別紙 参考様式）を提出いただくことで、申請書を受理します。

（廃棄物処理法第14条第3項及び第14条の4第3項の規定により許可・不許可の処分が行われるまで許可は有効。）

- ・講習会再開後、修了証の写しを提出いただいた後、更新許可の審査を行います。

【新規許可申請】

変更ありません。（講習会の修了証が添付されていない申請書は受け付けません。）

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963 (ダイヤル)

(担当者 福富)

(参考様式)

申立書

年 月 日

広島県知事 様

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

産業廃棄物収集運搬業更新許可申請にあたって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による講習会*の開催中止により、修了証の写しを添付することができません。ついで、以下の事項について誓約し、更新許可申請を行います。

(誓約事項)

- ・ 講習会の再開後、速やかに受講し、修了証の写しを提出する。
- ・ 速やかに修了証の写しを提出できない場合は、この許可申請を取り下げる。
- ・ 許可申請を取り下げる場合、申請手数料の返還を求めない。

*講習会とは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」をいう。